

平成 29 年 10 月 24 日
運輸安全委員会

旅客船ビートル衝突（海洋生物）事故に係る
勧告に基づき講ずべき措置について（実施計画）

平成 28 年 1 月 8 日に長崎県対馬市上島北西方沖で発生した旅客船ビートル衝突（海洋生物）事故について、原因関係者である JR 九州高速船株式会社から、当委員会が行った勧告に基づき講ずべき措置について報告を受けましたのでお知らせします。（別添）

この事故については、平成 29 年 7 月 27 日に事故調査報告書の公表とともに同社に対して勧告を行っていたところです。（参考）

なお、同社からの報告は、勧告の内容を反映したものとなっています。

別添

平成 29 年 10 月 17 日

運輸安全委員会
委員長 中橋 和博 殿

JR 九州高速船株式会社
代表取締役社長

旅客船ビートル衝突（海洋生物）事故に係る
「報告に基づき講ずべき措置」に関する実施計画書

表題につきまして、下記のとおり計画いたしましたので、ご報告いたします。

記

報告 (1) 鯨類警戒航行の実施について、安全管理規程で定めること。

措置 安全管理規程に減速海域設定書の発効、鯨類警戒航行の実施及び監視などの項目を、安全管理規程に定める作業基準に鯨類警戒航行に関する項目をそれぞれ追加し、平成 29 年 9 月 21 日付で「安全管理規程変更届出書」（資料 1）が九州運輸局に受理されました。

報告 (2) 各船に対し、設定した減速海域における鯨類警戒航行を励行させること。

措置 ・従来から実施していた情報共有端末でのメール配信による「鯨視認情報」の周知に加え、各船に於いて実施すべき内容をより明確にするため、減速海域及び対象時期などが記載された「減速海域設定書」を配付することとし、これを平成 28 年 1 月 26 日付の事務連絡 27-7「減速海域設定書について」（資料 2）にて全乗組員に周知しました。

- ・船舶安全法施行規則第 12 条の 2 に定める安全管理手引書（弊社では安全管理マニュアル）に従い、原則として 6 ヶ月に 1 回、年 2 回以上開催される安全管理委員会（前回は平成 29 年 4 月 26 日開催）においても再周知を図ります。

安全管理委員会の参加者

経営責任者（社長）、委員長（安全管理者）、副委員長（代理者）、正委員（船長・機関長・整備センター所長）及び特別委員（常務取締役・取締役）

- ・鯨類警戒航行が励行されていないと認められるときは、運航管理者または代理者が電話もしくは訪船して励行を指導します。また、必要があると認められる場合は、臨時に安全管理委員会を開催し、励行の徹底を指導します。



勧告（3）各船における鯨類警戒航行の実施状況が把握できる管理体制を構築すること。

措置 ・減速海域設定書で定められた減速期間（概ね1週間）において、次のとおり実施状況を把握します。

- ・運航管理者または運航管理員が、事務所内のモニターにて各船のAIS（船舶自動識別装置）情報に基づき、減速航行を確認します。
- ・減速海域設定書の様式を改訂（資料3）して新たに以下の実施項目についてチェック欄を設け、船長が実施を確認のうえ記入し、運航管理者または代理者が適宜に確認します。

①減速航行 ②見張り強化 ③販売一時中止 ④シートベルト着用及びテーブル格納

勧告（4）客室内における緩衝材の取付け及び鯨類警戒航行時のテーブルの格納等を進めること。

措置 ・緩衝材については、平成29年11月下旬より順次、各船の肘掛け上部に取付けます。（資料4）

- ・テーブルの格納については、減速航行を実施する10分前に船内放送によりお客さまに周知するとともに、一等航海士または客室乗務員による巡視の際に、テーブルを展開されているお客さまに対し、口頭にて格納をお願いします。

完了報告書の提出期限

既に完了した措置も含め、平成30年6月30日までに措置状況が確認できる資料を添えて報告します。

以上

平成 29 年 9 月 21 日

国土交通大臣 殿

住 所 福岡市博多区沖浜町 1 4 番 1 号
氏名又は名称 JR 九州高速船株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長

安全管理規程変更届出書

このたび、安全管理規程を変更したので、海上運送法の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1 事業の種類（※該当するものに○をつける）

	一般旅客定期航路事業（法第 3 条第 1 項）
	特定旅客定期航路事業（法第 1 9 条の 3 第 1 項）
○	対外旅客定期航路事業（施行規則第 2 1 条の 1 9）
	人の運送をする貨物定期航路事業（法第 1 9 条の 5 第 1 項）
○	人の運送をする不定期航路事業（法第 2 0 条第 2 項）
	旅客不定期航路事業（法第 2 1 条第 1 項）

2 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

J R 九州高速船株式会社 代表取締役社長
福岡市博多区沖浜町 1 4 番 1 号

3 変更後の安全管理規程の実施予定日

実施予定期日 平成 29 年 10 月 1 日

4 変更した事項（新旧の対照を明示）

別紙のとおり

5 変更を必要とする理由

人事異動及び「勧告に基づき講ずるべき措置」に関する見直しのため

添付書類 変更した部分の安全管理規程



新旧対照表

新			旧		
安全管理規程 (用語の定義) 第2条 この規程における用語の定義は、次表に定めるところによる。			安全管理規程 (用語の定義) 第2条 この規程における用語の定義は、次表に定めるところによる。		
番号	用語	定義	番号	用語	定義
(1)	安全マネジメント態勢	経営会議により、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、維持される状態	(1)	安全マネジメント態勢	経営会議により、社内で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、維持される状態
(2)	社長	事業者において最高位で指揮し、管理する個人	(2)	社長	事業者において最高位で指揮し、管理する個人
S			S		
(19)	安全管理マニュアル	船舶安全法施行規則第12条の2に基づき作成した安全管理手引書	(19)	安全管理マニュアル	船舶安全法施行規則第12条の2に基づき作成した安全管理手引書
(20)	船舶保安管理者	ハイジャック、海賊、放火、テロ等の船舶に対する不法行為(以下「船舶に対する不法行為」という。)を防止し、船内における旅客の安全確保と秩序維持その他保安の確保を図る業務を行う船内の責任者	(20)	船舶保安管理者	ハイジャック、海賊、放火、テロ等の船舶に対する不法行為(以下「船舶に対する不法行為」という。)を防止し、船内における旅客の安全確保と秩序維持その他保安の確保を図る業務を行う船内の責任者
(21)	減速海域設定書	各船、他船社及び官公庁からの鯨類目撃情報に基づき、運航管理者が、発見日時、減速海域、期間等を定めた文書			
(22)	鯨類警戒航行	「減速海域設定書」に基づき、当該区間を35Knot以下等で航行すること			

新	旧
<p>(情報収集に際して運航管理者のとり措置)</p> <p>第31条 運航管理者は次に掲げる事項を把握し、更に<u>(4)(5)及び(8)</u>については必ず、その他の事項については必要に応じ、船長に連絡するものとする。</p> <p>(1) 気象・海象に関する情報 (2) 港湾情報、水路情報 (3) 陸上施設の状況 (4) 水路通報、港長公示等、官公庁の発する運航に関する情報 (5) 乗船が予定されている旅客数 (6) 乗船した旅客数 (7) 船舶の動静 <u>(8) 鯨類目撃情報に基づく「減速海域設定書」(別表)の発効</u> (9) その他航行の安全確保のために必要な事項</p>	<p>(情報収集に際して運航管理者のとり措置)</p> <p>第31条 運航管理者は次に掲げる事項を把握し、更に(4)及び(5)については必ず、その他の事項については必要に応じ、船長に連絡するものとする。</p> <p>(1) 気象・海象に関する情報 (2) 港湾情報、水路情報 (3) 陸上施設の状況 (4) 水路通報、港長公示等、官公庁の発する運航に関する情報 (5) 乗船が予定されている旅客数 (6) 乗船した旅客数 (7) 船舶の動静 (8) その他航行の安全確保のために必要な事項</p>
<p>(安全航行確保のための措置)</p> <p>第33条 船長及び運航管理者は、安全航行確保のため、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 船位通報制度の利用 (2) 運航スケジュール等の海上保安機関に対する事前報告 (3) 海上交通センター等の情報利用 (4) 交通輻輳海域における航法等に関する各種指導事項の遵守 <u>(5) 鯨類警戒航行の実施及び監視</u></p>	<p>(安全航行確保のための措置)</p> <p>第33条 船長及び運航管理者は、安全航行確保のため、次の措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 船位通報制度の利用 (2) 運航スケジュール等の海上保安機関に対する事前報告 (3) 海上交通センター等の情報利用 (4) 交通輻輳海域における航法等に関する各種指導事項の遵守</p>

新	旧
<p>(旅客に対し周知すべき事項)</p> <p>第39条 運航管理者及び船長は、法令の定めるところにより、乗客の安全と船舶運航の安全を確保するため、次の事項に関し、掲示、放送等によりその周知を図る。</p> <p>(1) 旅客の安全を害するおそれのある禁止行為</p> <p>(2) 運送約款で定める禁止行為</p> <p>(3) 救命胴衣の着用方法</p> <p>(4) 緊急時における避難要領</p> <p>(5) 出入港時及び翼走時(特に<u>鯨類警戒航行中</u>)のシートベルトの着用</p> <p>(6) その他必要と思われる事項</p>	<p>(旅客に対し周知すべき事項)</p> <p>第39条 運航管理者及び船長は、法令の定めるところにより、乗客の安全と船舶運航の安全を確保するため、次の事項に関し、掲示、放送等によりその周知を図る。</p> <p>(1) 旅客の安全を害するおそれのある禁止行為</p> <p>(2) 運送約款で定める禁止行為</p> <p>(3) 救命胴衣の着用方法</p> <p>(4) 緊急時における避難要領</p> <p>(5) 出入港時及び翼走時のシートベルトの着用</p> <p>(6) その他必要と思われる事項</p>
<p>○作業基準</p> <p><u>(鯨類警戒航行)</u></p> <p>第7条 船長は、「<u>減速海域設定書</u>」に基づき当該区間を航行する際は、次の事項を順守し、他の乗組員に周知する。</p> <p>イ <u>減速航行(35Knot以下)</u></p> <p>ロ <u>海洋生物に対する見張りの強化</u></p> <p>ハ <u>ワゴン販売の中止</u></p> <p>ニ <u>旅客に対するシートベルト着用の徹底及びテーブル格納の協力依頼</u></p>	<p>(入港前の作業)</p> <p>第7条 客室乗務員は、次の事項を船内放送する。</p> <p>イ. 着席の上、シートベルトを装着すること。</p> <p>ロ. 指示があるまでは席を離れないこと。</p>

新	旧
<p>2 <u>船長は、運航管理者の指示により「玄界島～釜山港外防波堤」間を40Knot以下で航行する際は、別添の鯨類警戒航行用の運航基準表に従い航行するものとする。</u></p> <p>3 <u>客室乗務員は、危険海域に入る概ね10分前、船内放送により次の事項を旅客へ周知する。</u></p> <p><u>イ シートベルトの着用の再確認</u></p> <p><u>ロ トイレ等を含む船内移動の原則禁止</u></p> <p><u>ハ 乗組員の着席による船内サービスの一時停止</u></p> <p>(入港前の作業)</p> <p>第8条 客室乗務員は、次の事項を船内放送する。</p> <p>イ. 着席の上、シートベルトを装着すること。</p> <p>ロ. 指示があるまでは席を離れないこと。</p> <p>(船 舶)</p> <p>第9条 船長は、船舶における諸作業に関し、各乗組員の職務分掌を明確にし、指揮命令系統を確立するとともに、必要な事項については運航管理者と協議する。</p>	<p>(船 舶)</p> <p>第8条 船長は、船舶における諸作業に関し、各乗組員の職務分掌を明確にし、指揮命令系統を確立するとともに、必要な事項については運航管理者と協議する。</p> <p>(陸 上)</p> <p>第9条 運航管理者は釜山支店、代理店及び委託業者に指示し、船舶運航に係る陸上作業に関し、各要員の配置を定め、指揮命令系統を確立すると共に、必要な事項については船長と協議する。</p>

新	旧
<p>(陸 上)</p> <p>第10条 運航管理者は釜山支店、代理店及び委託業者に指示し、船舶運航に係る陸上作業に関し、各要員の配置を定め、指揮命令系統を確立すると共に、必要な事項については船長と協議する。</p> <p>(危険物等の取扱い)</p> <p>第11条 危険物等の取扱いは、運送約款第4条(手回り品の持込み等)に定めるところによる。</p>	<p>(危険物等の取扱い)</p> <p>第10条 危険物等の取扱いは、運送約款第4条(手回り品の持込み等)に定めるところによる。</p>
<p>○運航基準</p> <p><u>(鯨類警戒航行)</u></p> <p>第7条 船長は、「減速海域設定書」に基づき当該区間を航行する際は、<u>35Knot以下に減速して航行するものとする。また、運航管理者の指示により「玄界島～釜山港外防波堤」間を40Knot以下で航行する際は、別添の鯨類警戒航行用の運航基準表に従い航行するものとする。</u></p>	<p>○運航基準</p>

事務連絡 27-7

2016年1月26日

関係各位

安全統括管理者

減速海域設定書について

表題につきまして、今年に入り水中生物らしきものとの接触が相次いだことを鑑み、従来より実施してきましたメールによる「鯨視認情報」をより明確にするため、下記の形式により各船機長あて通知いたしますので、ブリーフィング時に活用していただき、関係者への周知を徹底していただきますよう、お願いいたします。

各船機長 殿

減速 年 月 日

運 航 管 理 者

減速海域設定書

発見船舶	<input type="checkbox"/> BEETLE <input type="checkbox"/> BEETLE2 JF 便 <input type="checkbox"/> BEETLE3
発見日時	年 月 日 時 分
減速海域	を中心に半径5マイル
減速期間	年 月 日 ～ 年 月 日
航海速力	35knot 前後
特記事項	当分の間 玄界島～釜山港外防波堤間を 40Knot 以下とする

各船機長 殿

運 航 管 理 者

減速海域設定書

発見船舶	<input type="checkbox"/> BEETLE <input type="checkbox"/> BEETLE2 JF 便 <input type="checkbox"/> BEETLE3
発見日時	年 月 日 時 分
減速海域	を中心に半径 5 マイル
減速期間	年 月 日 ～ 年 月 日
航海速力	35knot 以下 ※但し、気象・海象により、安全航行を損なうと認められる場合は、この限りではない。
特記事項	当分の間 玄界島～釜山港外防波堤間を 40Knot 以下とする

鯨類警戒航行チェックリスト

(船名:)

月 日	便 名	実施項目				船長署名	管 理 者 名 署 名
		減速航行	見張強化	販売中止	ヘルム&テーブル		
月 日	便						
	便						
	便						
	便						
月 日	便						
	便						
	便						
	便						
月 日	便						
	便						
	便						
	便						
月 日	便						
	便						
	便						
	便						
月 日	便						
	便						
	便						
	便						
月 日	便						
	便						
	便						
	便						



運委参第104号

平成29年7月27日

J R九州高速船株式会社

代表取締役社長 殿

運輸安全委員会

委員長 中橋 和博

旅客船ビートル衝突（海洋生物）事故に係る勧告について

本事故は、ビートルが、鯨類などとの衝突に対する安全対策の一環として減速航行などの実施を指示する目的で貴社が平成28年1月4日に設定した海域を巡航速度で航行中に海洋生物と衝突し、シートベルトを適切に使用していなかった旅客、及びシートベルトを着用していたものの、テーブルを展開していた旅客並びにワゴン販売をしていた客室乗務員等に負傷者が発生したものと考えられる。

貴社は、減速航行、海洋生物に対する見張りの強化、ワゴン販売の中止、旅客に対するシートベルト着用周知の実施などの鯨類警戒航行の実施要領を安全管理規程に定めて周知徹底を図っておらず、減速航行実施に伴う許容される遅延時間を伝え、また、鯨類警戒航行の実施状況の把握をしていなかったものと考えられる。

このことから、当委員会は、本事故調査の結果を踏まえ、旅客の輸送の安全を確保するため、貴社に対し、運輸安全委員会設置法第27条第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告する。

また、同条第2項の規定に基づき、この勧告に基づき講じた措置について報告を求める。

記

貴社は、旅客の輸送の安全を確保するため、次の措置を講じること。

- (1) 鯨類警戒航行の実施について、安全管理規程で定めること。
- (2) 各船に対し、設定した減速海域における鯨類警戒航行を励行させること。
- (3) 各船における鯨類警戒航行の実施状況が把握できる管理体制を構築すること。
- (4) 客室内における緩衝材の取付け及び鯨類警戒航行時のテーブルの格納等を進めること。